

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月20日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第10号

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を
改正する規則

(小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則(昭和52年小牧岩倉衛生組合規則第2号)の一部を次のように改正する。

第32条の2第5項中「第2条第2項」を「第2条第2項第2号」に改める。

(小牧岩倉衛生組合情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 小牧岩倉衛生組合情報公開条例施行規則(平成16年小牧岩倉衛生組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第2条第2項」を「第2条第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。